

公の施設の使用料等改定について

1 受益者負担

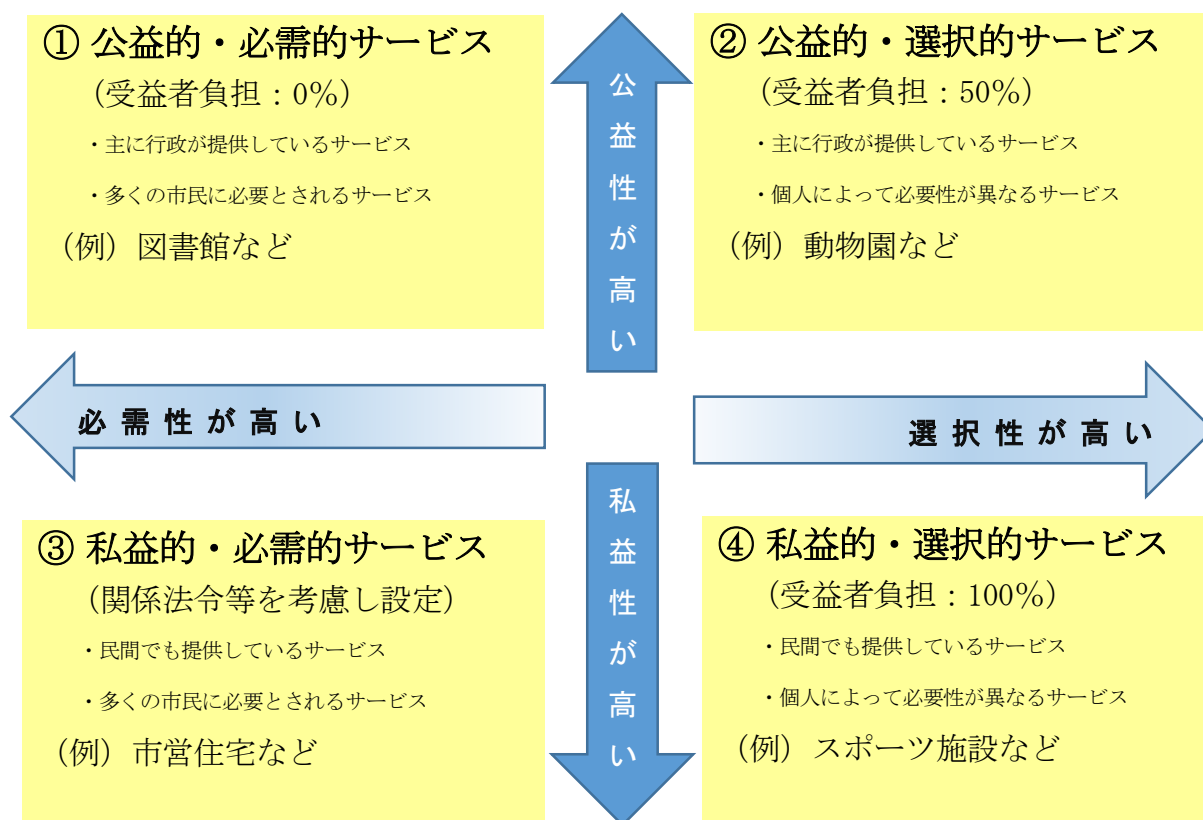
公の施設の運営には、施設等の維持管理費や人件費がかかっており、それら経費の全てを税金でまかなうと、その施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることになります。

本市では、平成 24 年 2 月に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針（公の施設の使用料編）（以下「基本方針」という。）」に基づき、利用者と未利用者における負担の公平性を確保するため、3 年ごとに施設に係る使用料及び利用料（以下、「使用料」という。）を見直し、相応の使用料の負担を求めています。

2 受益者負担の割合

受益者負担は、全ての施設に対し一律の割合で求めるものではなく、施設の性質によって、負担割合が異なるものであると考えられます。

そこで、基本方針においては、適正な負担割合を設定するために、施設の設置目的や機能により、「公共性の高さや日常生活上の必要性」と「民間での提供の有無」で 4 つに分類されています。



3 これまでの経緯

原則、3年ごとに使用料の見直しを行うこととする中で、平成27年度に消費税対応で料金改定をして以降、平成30年度及び令和3年度の見直しにおいては、消費税増税やコロナ禍等の社会情勢を考慮し、使用料改定を見送った経緯があります。

また、その後のウクライナ情勢等による影響も考慮し、慎重に検討を進めてきましたが、光熱水費等は継続して上昇してきました。

今後、超高齢社会や人口減少が進むほか公共施設の老朽化に伴い、扶助費や公共施設の維持・補修経費の増大が見込まれており、令和6年度の見直しに当たっては、経営感覚をもって公平で信頼される行政運営を行うため、受益者負担の適正化に取り組んでいきます。

4 公の施設の使用料等の見直しの流れ

今回の見直しの流れは、次のとおりです。

手順1：使用料基礎額の算出

施設使用料の見直しに当たっては、基本方針に基づき使用料基礎額（人件費を含む施設の維持管理・運営に係る経費に対する1時間当たりの貸室コスト）を算出し、検討を行いました。

【使用料基礎額の計算方法】

【1時間単位貸館の場合】

$$\frac{\{ \text{※施設維持管理・運営に係る経費(光熱費、警備、清掃等)} + \text{人件費} \} \times \text{面積}}{\text{年間提供可能時間} \times \text{提供面積}} \times \text{消費税率 (1.10)}$$



※維持管理・運営経費及び人件費は、過去3年間の平均とします。

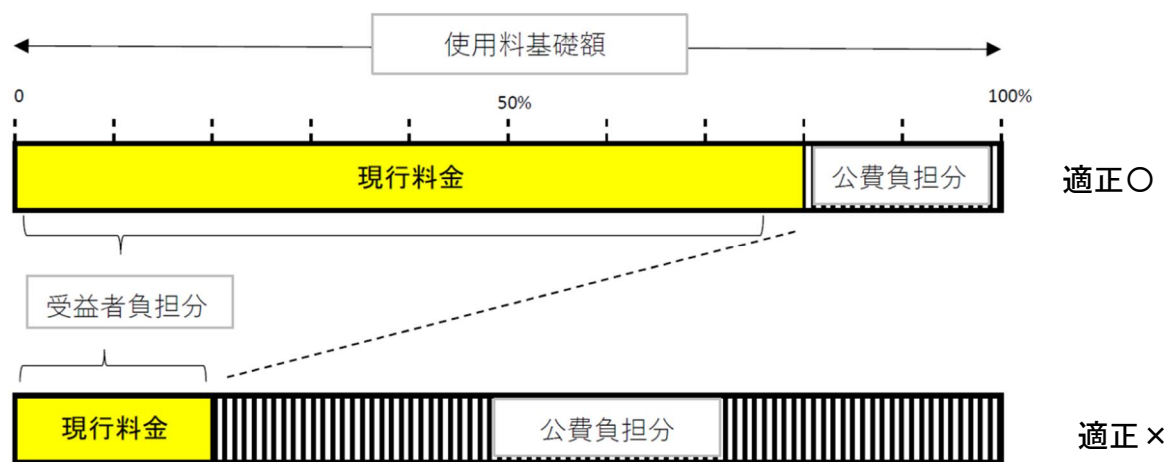
使用料基礎額(1時間当たりの貸室コスト)

手順2：受益者負担割合を算出し、見直しの対象施設を決定

使用料基礎額と現行の施設使用料から受益者負担割合を算出し、施設全体としての受益者負担割合の平均が80%未満となる施設（施設利用者の負担割合が低い施設）を料金改定の対象としました。

なお、現行料金が基礎額を上回っても直ちに改定の必要はないものと考えますが、大きく上回る（120%を超える）場合は、使用料の見直しを行うものとします。

（適正化のイメージ図）



手順3：見直しの対象施設について、施設使用料の改定案を作成

手順2の結果、令和6年度の見直しに当たっては、荻野運動公園をはじめ13施設を料金改定の対象とし、次の「使用料設定に当たり配慮すべき事項」を踏まえ、使用料改定案を作成し、附属機関である厚木市行政改革調査委員会及び市民の皆様にご意見を伺いながら、今回の使用料改定案を作成しました。

【使用料設定に当たり配慮すべき事項】

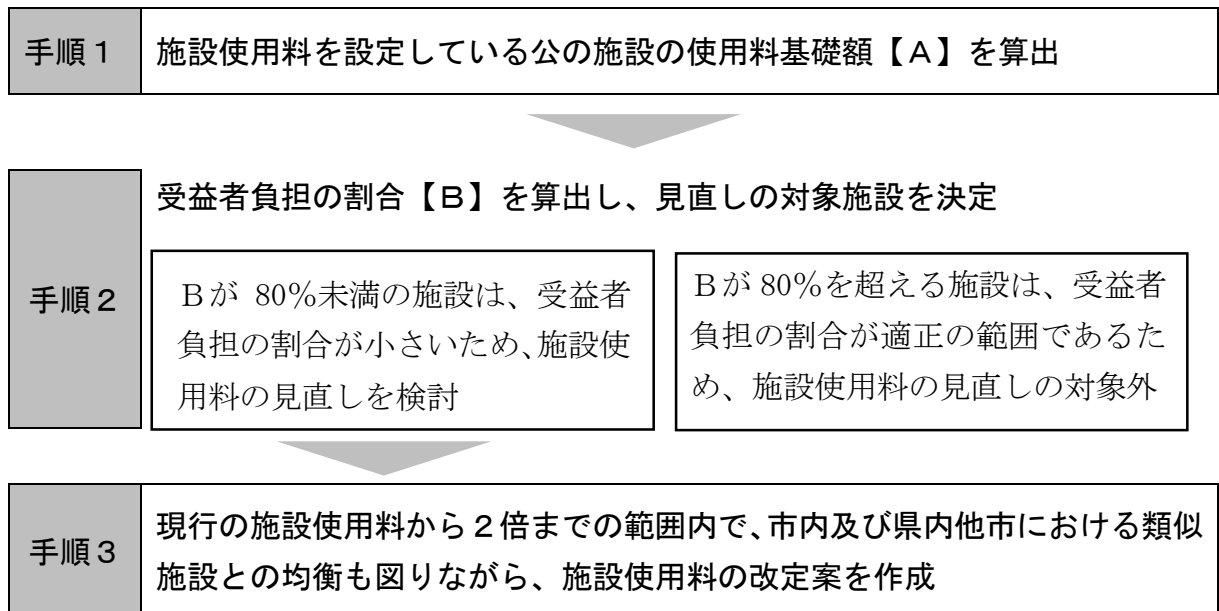
- 1 使用料は、基本的には使用料基礎額（施設の維持管理にかかる1時間当たりのランニングコスト。以下、「基礎額」という。）を踏まえ設定するものですが、料金改定が、利用者にとって負担が大きくなる場合は、基本方針に沿った改定内容であっても、結果として利用者の減少につながりかねません。

したがって、料金設定に当たっては、基本方針に基づき、緩和措置として現行料金から2倍までの範囲内を考慮するとともに、市内及び県内他市における類似施設との均衡も図るものとします。

- 2 地域の拠点施設については、その役割も考慮し、慎重に検討を行います。引き続き無料施設とする施設については、その理由を示すものとします。資料2

- 3 使用料を改定するに当たり、利用者満足度が向上するよう、より適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営に積極的に取り組むよう努めるものとします。

(見直しの流れ)



5 公の施設の使用料の改定案

- (1) 令和 6 年度使用料等の改定案 資料 3、資料 4、資料 5

6 行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会における意見

使用料等の改定に向け実施した、行政改革調査委員会における審議及び市民との意見交換会の概要は次のとおりです。

なお、行政改革調査委員会からの答申及び市民との意見交換会の結果につきましては、市ホームページで公表します。

(1) 行政改革調査委員会からの答申の概要

ア 受益者負担については、基本方針で示されているとおり、公の施設を利用する人と利用しない人における負担の公平を図る観点から、受益（施設利用）の範囲において施設の維持管理及び運営に必要なコストを基本とした使用料設定と見直しが必要であることを、市民に丁寧に説明されたい。

イ 基本方針においては、見直しの範囲は、現在の使用料の2倍を超えないものとしているが、現行の使用料を2倍にしても県内類似施設より料金が低い施設もあるため、受益者負担の適正化や近隣自治体との均衡を図るという観点から、2倍を超えない範囲で使用料改定案とすることは適正であると考えている。

また、使用料の見直しにより、施設の稼働率に変化が生じることも想定されるため、使用料改定を行う施設については、現行の使用料とのバランスや利用者への影響に留意するとともに、施設の設置目的に応じた利用促進についても今後研究されたい。

ウ 公の施設の使用料について、今後の中長期的な課題として次の2点について研究されたい。

- (1) 民間企業において実施されている需要に応じて価格を変動させる仕組み（ダイナミックプライシング）は、施設利用の分散の観点から効果的であると考えられるため、公の施設においても導入すること。
- (2) 公の施設の効率的で効果的な維持管理及び運営の視点から、県央やまなみ地域における広域連携に基づき、厚木市、秦野市、伊勢原市、愛川町及び清川村の施設で共通の使用料を設定するなど視野に入れた相互利用について、研究すること。

(2) 市民との意見交換会における主な意見等

ア 意見交換会の概要

令和6年10月2日に市民との意見交換会を開催し、17人から19件の意見等がありました。

イ 主な意見等の概要

- ・ 料金の改定には賛成です。スポーツ施設は、それにより設備が良くなることを望みます。
- ・ 受益者負担の考え方は、スポーツを産業的に考える意味では大切なことだと思う。
- ・ 体育施設の使用について、使用料を改定することで他の無料で使用できる施設で利用希望が増加する等、市内施設の利用状況が変化するのではないかと。
- ・ 利用している施設は、市外の方の利用が多いように感じている。市外の方の利用について、厚木市民の税金が使われていることはおかしい。市外の方は、市民料金の10倍などもっと差を拡大してほしい。

※その他、利用率を考慮した料金設定についての意見等がありました。

資料 2

令和 6 年度検討結果（無料施設）一覧

令和 6 年10月10日現在

No.	施設名	料金	理由
1	公民館（16館）	無料	地域の拠点施設としての役割を持つ社会教育施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
2	児童館（38館）※目的外利用	無料	地域の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
3	老人憩の家（42館）	無料	地域の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
4	老人福祉センター寿荘	無料	老人福祉法に準じた福祉の拠点としての役割を持つ施設であり、有料化については慎重に判断する必要があるため、引き続き無料とする。
5	生きがいセンター	無料	施設の在り方を検討するため、引き続き無料とする。
6	集会所（白山・岡田集会所）	無料	社会教育関連施設であり、地元還元の趣旨が強く有料化の趣旨にそぐわないため、引き続き無料とする。
7	ぼうさいの丘公園（多目的広場）	無料	他のスポーツ施設とは異なり、防災上の観点での利用が優先される施設であり、ぼうさいの丘公園の多目的広場に期待される役割等から考慮すれば、他のスポーツ施設と同様に有料施設として利用していくことは不適當であるため、引き続き無料とする。
8	スポーツ広場（21か所） （道満、鮎津橋、毛利台、旭町3丁目、上依知下町、山際、妻田第一、下川入、中三田（地元管理）、新宿、長谷、七沢、戸田、宮郷、棚沢、恩名、宮の里、下川入第三、山の根、根岸、新開）	無料	地権者と使用貸借契約を締結し、地元管理している施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
9	青少年広場（23か所） （厚木南、上依知、長坂、関口、中依知、下依知、金田第一、金田第二、三家南鮎津橋、菁莪、上三田、及川、吾妻町、妻田、林王子、飯山台、日枝、台地堂、平山、愛名、浅間山、酒井、戸田）	無料	
10	飯山スポーツ広場	無料	民間の施設を借用し、利用者に開放している施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。

No.	施設名	料金	理由
11	宝蔵山スポーツ広場テニスコート	無料	行政財産使用承認（使用承認期間5年）が必要な雨水調整池内の施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
12	猿ヶ島テニスコート	無料	下水道汚泥貯留地の上部利用施設としての県有施設であるが、協定で厚木市に無料提供されている。地元還元の趣旨が強く、有料化の趣旨に合わないため、引き続き無料とする。
13	猿ヶ島野球場	無料	
14	上ノ原グラウンド 野球場 （A面・B面）	無料	維持管理のコストがほとんど生じていないため、引き続き無料とする。
15	長沼グラウンド （野球場・ソフトボール場）	無料	
16	スポーツ広場 （旭町・戸沢橋・中三田）	無料	河川法第24条の占用許可（許可期間5年）が必要な河川区域内にある施設であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定せず、引き続き無料とする。
17	厚木青少年広場	無料	
18	下川入サッカー場	無料	
19	酒井スポーツ広場テニスコート	無料	
20	酒井スポーツ広場	無料	
21	金田ゲートボール場	無料	
22	岡田ふれあい広場	無料	
23	岡田多目的広場	無料	
24	下川入ターゲットバードゴルフ場	無料	
25	あつぎ郷土博物館	無料	博物館法第23条で「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない」と定められているため、引き続き無料とする。 ※特別な企画に基づく特別展示については観覧料を条例で規定済み。
26	古民家岸邸	無料	土地が定期借地権であり、恒久的な行政サービスの提供が確保できないため、条例に規定していない。また、公費によって後世に保存すべき文化財でもあるため、引き続き無料とする。
27	消防本部・消防署会議室	無料	庁舎であり、市民向けの貸出用施設ではないため、引き続き無料とする。
28	子育て支援センター（もみじの手）	無料	サービスの提供であり、施設の使用料（貸室等）の考えとは異なる。 また、地域子育て支援拠点事業（厚生労働省）でもあり、料金徴収にそぐわないため、引き続き無料とする。

資料 3

令和 6 年度検討結果（有料施設）一覧

令和 6 年10月10日現在

No.	施設名	改定	受益者負担割合平均	例	備考
1	ぼうさいの丘公園		適正	講義室、会議室等	施設全体で、現行料金と基礎額に大きな乖離がないため、現行料金を継続する。
2	あつぎ市民交流プラザ		適正	会議室、スタジオ、ギャラリー等	
3	保健福祉センター		適正	ホール等	
4	南毛利学習支援センター		適正	会議室、特別室等	
5	厚木市文化会館		適正	大ホール、小ホール、会議室等	
6	七沢自然ふれあいセンター		適正	宿泊室、会議室等	
7	市営自転車等駐車場		適正	自転車・バイク等駐輪場	
8	中央公園地下駐車場		適正	駐車場	
9	アミューあつぎ地下駐車場		適正	駐車場	
10	厚木市斎場		適正	式場、炉室等	
11	学校施設開放		適正	小・中学校体育館、校庭	各設備ごとの受益者負担割合の算出が難しいため、県内同類施設との均衡から適正と判断した。
12	学校施設開放		適正	教室	
13	ふれあいプラザ		検討対象外	プール、トレーニング室、温浴施設等	令和 5 年12月にリニューアルオープンした際に、県内類似施設との均衡を踏まえ改定したため、令和 6 年度は検討対象外とする。
14	プラネタリウム（入場料）		検討対象外		サービスの提供であり、施設の使用料（貸室等）の考えとは異なるため、検討対象外とする。
15	市民交流プラザ（子育て支援託児室）		検討対象外		
16	こども科学館		見送り	サイエンスホール、コスモシアター	複合施設に移る際に料金変更を予定しているため、今回は改定を見送る。
17	南毛利スポーツセンター	○	62%	テニスコート	施設全体で、現行料金と基礎額の乖離が生じているため、料金を改定する。
18	ツユキ及川球技場	○	57%	球技場	
19	厚木公園	○	57%	野外ステージ	
20	荻野運動公園	○	49%	テニスコート、プール、トレーニング室、競技場、体育館等	
21	若宮公園テニスコート	○	44%	テニスコート	
22	東町スポーツセンター	○	43%	トレーニング室、武道場 体育室等	
23	猿ヶ島スポーツセンター	○	26%	体育室、多目的室	
24	厚木市営テニスコート	○	26%	テニスコート	
25	玉川球場	○	15%	野球場	
26	厚木市営野球場	○	12%	野球場	
27	飯山グラウンド	○	—	野球場、テニスコート	リニューアルオープンに合わせて料金を設定する。
28	こどもの森公園（作業小屋）	○	—	作業小屋	主にイベントを開催する際に使用していたため、料金を設定していなかったが、公園利用者向けに貸出しが可能と判断したため、料金を設定する。
29	学校施設開放（空調設備・夜間照明）	○	—	体育館空調設備、屋外野球場 夜間照明	令和 7 年度から学校体育館に空調が整備されるため、空調設備の料金を設定する。また、近年の電気料金高騰から、学校施設夜間照明の料金について改定する。

令和 6 年度使用料等の改定案

※料金については、1 時間当たりの市内料金を記載

資料 4

1 厚木公園

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	野外ステージ	200	300	—	

2 若宮公園

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	テニスコート 計 4 面	300	400	2倍	

3 荻野運動公園

※ 1 回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	競技場 専用	2,060	3,900	2倍	
2	競技場 共用	100	200	—	
3	競技場 共用 団体25人未満	510	1,000	—	※ 1 回
4	競技場 共用 団体25～50人未満	1,030	2,000	—	※ 1 回
5	競技場 共用 小～高校生	1,850	2,000	—	※年間使用
6	競技場 共用 上記以外	3,090	3,300	—	※年間使用
7	競技場 照明設備全点灯	4,110	6,000	—	
8	競技場 照明設備1/2点灯	2,060	3,000	—	
9	競技場 放送室・記録室	210	400	—	

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
10	テニスコート 計4面	510	600	2倍	
11	テニスコート 照明設備計4面	410	500	—	
12	体育館 メインアリーナ	2,160	2,700	2倍	1/3面・2/3面・1/2面の料金区分有
13	体育館 サブアリーナ	620	800	2倍	1/2面の料金区分有
14	体育館 多目的室	620	800	2倍	1/2面の料金区分有
15	体育館 ジョギングコース	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
16	トレーニング室	310	400	—	※3部制 4h
17	体育館 メインアリーナ 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
18	体育館 サブアリーナ 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
19	体育館 多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
20	体育館メインアリーナ 電光得点表示盤	1,030	1,200	—	※1回
21	体育館メインアリーナ 放送室	310	400	—	
22	体育館メインアリーナ 可動席	5,140	6,600	—	※1回
23	屋外プール 専用 ※屋外のみ	10,290	16,000	2倍	
24	専用 ※屋外のみ、1コース	—	2,000	2倍	新設
25	プール 共用	410	500	—	小人は半額 ※1回

小人…中学生以下

4 玉川野球場			※1回当たり等の料金の場合は備考に記載		
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	グラウンド	1,540	1,800	2倍	
2	照明設備 全部点灯	3,090	3,600	—	
3	照明設備 2/3点灯	2,060	2,400	—	
4	照明設備 1/3点灯	1,030	1,200	—	
5	スコアボード	1,030	1,100	—	※1回

5 ツユキ及川球技場					
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	球技場	2,060	2,400	2倍	1/2面の料金区分有
2	照明設備全面 全部点灯	4,110	4,800	—	
3	照明設備全面 1/2点灯	2,060	2,400	—	
4	照明設備1/2面 全部点灯	2,060	2,400	—	
5	照明設備1/2面 1/2点灯	1,030	1,200	—	

6 厚木野球場					
No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	野球場	510	700	2倍	

7 厚木テニスコート

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	テニスコート 計3面	210	300	2倍	

8 東町スポーツセンター

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	第1体育室	1,230	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	第2体育室	410	500	2倍	
3	第1武道場	510	600	2倍	
4	第2武道場	620	700	2倍	
5	弓道場	410	500	2倍	
6	第1体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
7	第2体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
8	第1武道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
9	第2武道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
10	弓道場 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
11	トレーニング室	310	400	—	※3部制 4h

小人…中学生以下

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
12	第1体育室 照明設備全面 全部点灯	620	800	—	
13	第1体育室 照明設備全面 1/2点灯	310	400	—	
14	第1体育室 照明設備1/2面 全部点灯	310	400	—	
15	第1体育室 照明設備1/2面 1/2点灯	150	200	—	
16	電光得点表示設備	1,030	1,200	—	※1回
17	放送設備	310	400	—	

9 猿ヶ島スポーツセンター

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	体育室	1,200	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	多目的室	300	400	2倍	
3	体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
4	多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h

小人…中学生以下

10 南毛利スポーツセンター

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	体育室	1,200	1,500	2倍	1/2面の料金区分有
2	多目的室	300	400	2倍	
3	体育室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
4	多目的室 共用	210	300	—	小人は半額 ※3部制 4h
5	体育室 照明設備全面	620	800	—	
6	体育室 照明設備1/2面	310	400	—	
7	テニスコート 計12面	500	600	2倍	
8	テニスコート 照明設備 1面	410	500	—	
9	体育室 放送設備	310	400	—	

小人…中学生以下

11 学校開放(夜間照明・空調設備)

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	学校開放 屋外運動場夜間照明施設小中11校	820	1,000	—	
2	学校開放 体育館空調設備	—	1,000	—	新設

12 飯山グラウンド（無料から有料）

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	グラウンド	—	700	2倍	新設
2	テニスコート	—	400	2倍	新設

13 こどもの森公園（無料から有料）

※1回当たり等の料金の場合は備考に記載

No.	施設名	現行料金（円）	改定案（円）	市外料金	備考
1	作業小屋	—	800	—	新設 ※1回

使用料等改定案の考え方について

1 テニスコート（受益者負担100%）

資料5

(1) 原価計算及び改定案		平均 1,167		平均 33%		使用料（単位：1時間当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	荻野運動公園（計4面）	510	1,700	30%	600	118%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～700円 平均：600円 ※No.4については、施設全体のリニューアルオープン時から設定。
2	南毛利スポーツセンター（計12面）	500	1,500	33%	600	120%	100	
3	若宮公園（計4面）	300	670	44%	400	133%	100	
4	飯山グラウンドテニスコート（計4面）	0	—	—	400	皆増（新設）	400	
5	厚木テニスコート（計3面）	210	800	26%	300	143%	90	※河川敷
6	荻野運動公園 テニスコート 照明設備（計4面）	410	—	—	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～600円 平均：500円
7	南毛利スポーツセンター テニスコート 照明設備（1面）	410	—	—	500	122%	90	

- ①受益者負担割合が80%未満であれば改定対象とする。
- ②近隣市類似施設との均衡に配慮する（平均値や料金設定幅等）。
※近隣市：相模原、平塚、大和、秦野、海老名、座間、伊勢原
- ③市内類似施設で、現行使用料の均衡に配慮し調整する。
- ④改定率は2倍までとする。

使用料等改定案の考え方について

2 トレーニング室（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案		平均 1,290		使用料（単位：1時間当たり/円） ※施設によって時間設定が異なるため1時間当たりで算出				
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況
1	荻野運動公園（共用） ※3部制 310円/4h	310	930	—	400	129%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～200円 平均：100円 ※厚木市現行料金77.5円
2	東町スポーツセンター（共用） ※3部制 310円/4h	310	1,650	—	400	129%	90	
3	ふれあいプラザ ※1回の使用料	400	—	—	400	据置き	—	※令和5年12月に新たな料金設定でリニューアルオープンしたため、据置きとする。

使用料等改定案の考え方について

3 プール（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案								使用料（単位：1時間または1回当たり/円）
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者負担割合	改定案	改定率	改定後増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	荻野運動公園（専用） ※屋外のみ	10,290	35,620	28%	16,000	155%	5,710	【近隣市料金状況】 1時間当たり…17,400円～36,000円 平均：26,700円 ※屋外の50mプールの類似がないため、No.3市内 プール(屋内25m1コース1,000円)の料金を参考に設定 した。 (1コース2,000円×8コース＝16,000円)
2	荻野運動公園（専用） ※屋外のみ、1コース	—	4,453	—	2,000	皆増（新設）	2,000	1時間当たり…1コース専用2,000円 ※屋外の50mプールの類似がないため、No.3の市内 類似施設の料金(屋内25m1コース1,000円)を参考に設 定した。
3	ふれあいプラザ（専用） ※1コース	1,000	—	—	1,000	据置き	—	※令和5年12月に新たな料金設定でリニューアル オープンしたため、据置きとする。 1時間当たり…1コース専用1,000円
4	荻野運動公園（共用） ※1回	410	2,490	—	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～700円 平均：500円
5	ふれあいプラザ（共用） ※1回	500	—	—	500	据置き	—	

使用料等改定案の考え方について

4 球技場（受益者負担100%）

(1) 原価計算及び改定案		平均 5,816		平均 28%		使用料（単位：1時間または1回当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	ツユキ及川球技場	2,060	3,560	57%	2,400	117%	340	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～3,000円 平均：2,400円
2	玉川球場	1,540	9,950	15%	1,800	117%	260	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～2,000円 平均：1,800円
3	厚木野球場	510	3,940	12%	700	137%	190	【近隣市料金状況】 1時間当たり…470円～2,100円 平均：900円 ※河川敷にある近隣市類似施設、700円を参考に金額を調整した。
4	飯山グラウンド	0	—	—	700	皆増（新設）	700	※施設全体のリニューアルオープン時から設定。

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
5	ツユキ及川球技場 照明設備（全面） 全部点灯	4,110	—	—	4,800 （基準）	117%	690	【近隣市料金状況】 1時間当たり…4,900円～6,300円 平均：5,600円 ※近隣市類似施設、4,900円を参考に金額を調整した。
6	ツユキ及川球技場 照明設備（全面） 1/2点灯	2,060	—	—	2,400 （基準1/2倍）	117%	340	
7	ツユキ及川球技場 照明設備（1/2面） 全部点灯	2,060	—	—	2,400 （基準1/2倍）	117%	340	
8	ツユキ及川球技場 照明設備（1/2面） 1/2点灯	1,030	—	—	1,200 （基準1/4）	117%	170	
9	玉川球場 照明設備 全部点灯	3,090	—	—	3,600 （基準）	117%	510	【近隣市料金状況】 1時間当たり…3,800円～9,200円 平均：5,800円 ※No.5から8の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
10	玉川球場 照明設備 2/3点灯	2,060	—	—	2,400 （基準2/3倍）	117%	340	
11	玉川球場 照明設備 1/3点灯	1,030	—	—	1,200 （基準1/3倍）	117%	170	
12	玉川球場 スコアボード ※1回	1,030	—	—	1,100	107%	70	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,000円～1,200円 平均：1,100円

使用料等改定案の考え方について

5 体育館等（受益者負担 100%）・・・荻野運動公園

(1) 原価計算及び改定案		平均 2,597	平均 38%	使用料（単位：1時間または1回当たり/円）				
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位（共用利用以外）
1	体育館（メインアリーナ 1,728㎡）	2,160	5,010	43%	2,700	125%	540	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,860円～4,200円 平均：2,800円 ※1/2料金、1/3料金等があるため2,700円とした。
2	体育館（メインアリーナ 共用） ※3部制 210円/4h	210	5,010	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
3	体育館（サブアリーナ 726㎡）	620	1,920	32%	800	129%	180	※No.1との現行使用料の均衡に配慮し調整した。
4	体育館（サブアリーナ 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,920	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
5	体育館（多目的室 523㎡）	620	1,520	40%	800	129%	180	※No.1との現行使用料の均衡に配慮し調整した。
6	体育館（多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,520	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
7	体育館（ジョギングコース共用） ※3部制 210円/4h	210	1,280	—	300	143%	90	※多目的室等の共用利用料金と同額とした。

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
8	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 全点灯	3,090	—	—	3,090	据置き	—	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,200円～4,000円 平均：2,700円 ※近隣平均を参考に据置きとした。
9	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 3/4点灯	2,060	—	—	2,060	据置き	—	
10	体育館（メインアリーナ） 照明設備（全面） 2/4点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
11	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 全点灯	2,060	—	—	2,060	据置き	—	
12	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 3/4点灯	1,440	—	—	1,440	据置き	—	
13	体育館（メインアリーナ） 照明設備（2/3面） 2/4点灯	620	—	—	620	据置き	—	
14	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 全点灯	1,540	—	—	1,540	据置き	—	
15	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 3/4点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
16	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/2面） 2/4点灯	510	—	—	510	据置き	—	
17	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 全点灯	1,030	—	—	1,030	据置き	—	
18	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 3/4点灯	720	—	—	720	据置き	—	
19	体育館（メインアリーナ） 照明設備（1/3面） 2/4点灯	310	—	—	310	据置き	—	

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
20	体育館（メインアリーナ） 電光得点表示盤 ※1回	1,030	—	—	1,200	117%	170	【近隣市料金状況】 1回当たり…1,000円～1,500円 平均：1,200円
21	体育館（メインアリーナ） 放送室	310	—	—	400	129%	90	※近隣類似施設、放送室1時間当たり400円を参考に した。
22	体育館（メインアリーナ） 可動席 ※1回	5,140	—	—	6,600	128%	1,460	【近隣市料金状況】 1回当たり…4,000円～10,640円 平均：6,600円

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100％）・・・スポーツセンター等（1）体育室・多目的室（専用）

(1) 原価計算及び改定案		平均 3,406		平均 32%		使用料（単位：1時間当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	猿ヶ島スポーツセンター （体育室 1,064㎡）	1,200	6,540	18%	1,500	125%	300	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,400円～1,600円 平均：1,500円
2	南毛利スポーツセンター （体育室 1,436㎡）	1,200	2,610	45%	1,500	125%	300	
3	東町スポーツセンター （第1体育室 991㎡）	1,230	6,970	17%	1,500	122%	270	
4	東町スポーツセンター （第2体育室 305㎡）	410	2,150	19%	500	122%	90	※No.3の現行使用料との均衡に配慮し調整した。
5	猿ヶ島スポーツセンター （多目的室 288㎡）	300	1,770	16%	400	133%	100	※近隣類似施設、1時間当たり400円を参考にした。
6	南毛利スポーツセンター （多目的室 153㎡）	300	400	75%	400	133%	100	

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100%）・・・スポーツセンター等（2）武道場等（専用）

(1) 原価計算及び改定案		平均 3,643		平均 14%		使用料（単位：1時間当たり/円）		
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	東町スポーツセンター （第1武道場 417㎡）	510	2,930	17%	600	118%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…400円～800円 平均：600円
2	東町スポーツセンター （第2武道場 490㎡）	620	3,450	17%	700	113%	80	【近隣市料金状況】 1時間当たり…500円～1,050円 平均：700円
3	東町スポーツセンター （弓道場 647㎡）	410	4,550	9%	500	122%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…300円～700円 平均：500円

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担100%）・・・スポーツセンター等（3）各貸室（共用）

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1時間当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況
1	猿ヶ島スポーツセンター （体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	6,540	—	300	143%	90	【近隣市料金状況】 1時間当たり…67円～100円 平均：83円 ※厚木市現行料金53円
2	南毛利スポーツセンター （体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,610	—	300	143%	90	
3	東町スポーツセンター （第1体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	6,970	—	300	143%	90	
4	東町スポーツセンター （第2体育室 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,150	—	300	143%	90	
5	猿ヶ島スポーツセンター （多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	1,770	—	300	143%	90	
6	南毛利スポーツセンター （多目的室 共用） ※3部制 210円/4h	210	400	—	300	143%	90	
7	東町スポーツセンター （第1武道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	2,930	—	300	143%	90	
8	東町スポーツセンター （第2 武道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	3,450	—	300	143%	90	
9	東町スポーツセンター （弓道場 共用） ※3部制 210円/4h	210	4,550	—	300	143%	90	

使用料等改定案の考え方について

6 体育室等（受益者負担１００％）・・・スポーツセンター等（４）照明等

(1) 原価計算及び改定案								使用料（単位：１時間または１回当たり/円）
No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者負担割合	改定案	改定率	改定後増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（全面991㎡） 全部点灯	620	—	—	800 （基準）	129%	180	【近隣市料金状況】 1時間当たり…600～1,200円 平均：900円 ※半面や1/2点灯があるため、割り切れる数字に調整した。
2	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（全面） 1/2点灯	310	—	—	400 （基準1/2倍）	129%	90	
3	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（1/2面） 全部点灯	310	—	—	400 （基準）	129%	90	
4	東町スポーツセンター（第１体育室） 照明設備（1/2面） 1/2点灯	150	—	—	200 （基準1/2倍）	133%	50	
5	南毛利スポーツセンター（体育室） 照明設備（全面1,436㎡）	620	—	—	800 （基準）	129%	180	
6	南毛利スポーツセンター（体育室） 照明設備（1/2面）	310	—	—	400 （基準1/2倍）	129%	90	
7	東町スポーツセンター 電光得点表示設備 ※1回	1,030	—	—	1,200	117%	170	【近隣市料金状況】 1回当たり…1,000円～1,500円 平均：1,200円
8	南毛利スポーツセンター 放送設備	310	—	—	400	129%	90	※近隣類似施設、放送室1時間当たり400円を参考にした。
9	東町スポーツセンター 放送設備	310	—	—	400	129%	90	
10	学校開放 （屋外運動場夜間照明施設小中11校）	820	—	—	1,000	122%	180	【近隣市料金状況】 1時間当たり…700～2,900円 平均：1,600円 ※No.1から6の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
11	学校開放 （体育館空調設備）	—	—	—	1,000	皆増（新設）	1,000	※近隣類似施設、空調設備使用料1時間当たり950円を参考にした。 ※k w/hからも計算：約1,000円

使用料等改定案の考え方について

7 競技場（受益者負担100%）・・・荻野運動公園

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1時間・1回・年間当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況 ※平均については100円単位
1	競技場（専用）	2,060	66,830	3%	3,900	189%	1,840	【近隣市料金状況】 1時間当たり…1,120～8,750円 平均：3,900円
2	競技場（共用・個人） ※1回	100	66,830	—	200	200%	100	【近隣市料金状況】 1時間当たり…100～410円 平均：200円
3	競技場（共用・団体25人未満） ※1回	510	66,830	—	1,000 (基準1/2)	196%	490	※近隣類似施設、2,000円（1回20人以上）を 参考にした。
4	競技場（共用・団体25～50人未満） ※1回	1,030	66,830	—	2,000 (基準)	194%	970	
5	競技場（共用・小・中・高校生） ※年間使用	1,850	66,830	—	2,000	108%	150	類似事例なし No.6の現行使用料の均衡に配慮し調整した。
6	競技場（共用・上記以外） ※年間使用	3,090	66,830	—	3,300	107%	210	【近隣市料金状況】 1年間当たり…3,000～4,000円 平均：3,300円
7	競技場 照明設備（全点灯）	4,110	—	—	6,000 (基準)	146%	1,890	【近隣市料金状況】 1時間当たり…2,000～10,000円 平均：6,000円
8	競技場 照明設備（1/2点灯）	2,060	—	—	3,000 (基準1/2)	146%	940	
9	放送室・記録室	210	—	—	400	190%	190	※近隣類似施設、陸上競技場会議室1時間当 たり400円を参考にした。
10	電気計時装置 ※1回	2,060	—	—	2,060	据置き	—	—

使用料等改定案の考え方について

8 その他（受益者負担 1 0 0 %）・・・厚木公園ほか

(1) 原価計算及び改定案

使用料（単位：1 時間または1回当たり/円）

No.	施設名	現行料金	基礎額	受益者 負担割合	改定案	改定率	改定後 増加額	参考：県内他市の状況（抜粋）
1	野外ステージ	200	350	57%	300	150%	100	※近隣類似施設、公園野外ステージ1時間当たり350円を参考にした。
2	こどもの森公園（作業小屋） ※1回	—	—	—	800	皆増（新設）	800	※類似施設なし。料金については七沢自然ふれあいセンター野外炊事場(1回800円)を参考にした。

公の施設の使用料等改定に対する パブリックコメント手続実施要領

1 目的

公の施設の使用料等については、平成24年2月に策定した「受益者負担見直しに関する基本方針」に基づき、3年ごとに見直しを行っています。

令和6年度は見直し時期となっていることから、同方針に基づき見直しを行った結果、荻野運動公園をはじめ13施設について、使用料等改定の検討を進めてきました。

ついでには、公の施設の使用料等改定について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施するものです。

2 パブリックコメント手続の対象

公の施設の使用料等改定

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（11月1日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（11月1日から）
- (3) 公共施設予約システムトップページへの掲載（11月1日から）

4 使用料等改定（案）の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和6年11月1日から令和6年12月2日まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 市役所本庁舎4階行政経営課
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 荻野運動公園
- (9) 若宮公園テニスコート
- (10) 南毛利スポーツセンター
- (11) 東町スポーツセンター
- (12) 猿ヶ島スポーツセンター

(13) 及川球技場

(14) 玉川野球場

(15) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月2日（月）まで

※ 郵送の場合は、12月2日の消印有効とします。

6 意見等提出資格

(1) 市内に居住する方

(2) 市内に通学し、又は通勤する方

(3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体

(4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

(1) eかながわ（申し込みフォーム）にて必要事項を入力し、提出



《eかながわ（申し込みフォーム）》

(2) 意見提出用紙に必要事項を記入の上、次の方法により提出

ア 持参する場合

(ア) 市役所本庁舎4階行政経営課の窓口へ直接提出

(イ) 市役所本庁舎3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

(ウ) 「4 使用料等改定（案）配布及び閲覧場所」の(3)から(7)までに設置されているわたしの提案の提案箱に投函

(エ) 「4 使用料等改定（案）配布及び閲覧場所」の(8)から(14)までに設置されている所定の意見提出箱に投函

イ 郵送する場合

郵送先 〒243-8511

厚木市企画部行政経営課行政経営係宛て

ウ ファックスで送信する場合

ファックス番号 046-225-3732

エ 電子メールで送信する場合

メールアドレス 0600@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名

「公の施設使用料等改定意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、公の施設の使用料等改定に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、次の場所等で公表します。

ア 市役所本庁舎4階行政経営課

イ 市役所本庁舎3階市政情報コーナー

ウ 市ホームページ

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。